特定健診・特定保健指導を受けましょう！

特定健診のご案内(注1)

対象者：40歳以上75歳未満の被扶養者

6月中旬に特定健診のご案内（年に1度の健康診断のご案内）を自宅へお送りしています。

この特定健診は、**無料**で受けることができ、自覚症状の少ない生活習慣病に早く気づくことができますので、必ず受診してください。

また、全国巡回健診で特定健診を受診いただくと**婦人科健診**（乳がん・子宮頸部がん検査）も**無料**で受けることができます(注2)。

（注1）共済組合からご案内した人間ドックを申し込まれている被扶養者は、対象外となります、また組合員（任意継続組合員を除く。）については、定期健康診断又は人間ドックの受診が特定健診とみなされるため、案内の対象外となります。
（注2）希望の健診会場で婦人科健診の設定がない場合でも別日に受診が可能です。詳しくは、お送りした案内をご覧ください。

● 特定健診は右記の全国巡回健診だけでなく県下650医療機関でも受診できます。
詳しくは、お送りした案内をご覧ください。

全国巡回健診の県内残日程

会場予約は先着順ですのでお申込みはお早めに！
予約はWebで簡単！

日程	会場名（開催地）
10月31日（日）	なら100年会館　（奈良市）
11月10日（水）	やまと郡山城ホール文化会館（大和郡山市）
11月24日（水）	THE KASHIHARA　（橿原市）
12月 8日（水）	桜井市立図書館　（桜井市）
12月 9日（木）	南コミュニティーセンターせせらぎ（生駒市）
12月22日（水）	やまと郡山城ホール文化会館（大和郡山市）
12月23日（木）	THE KASHIHARA　（橿原市）

※会場で受けることができる健診項目については、お送りした案内をご覧ください。
※会場の空き状況は、ご自身でご確認ください。

特定保健指導のご案内

対象者：40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者

特定保健指導は、特定健診の受診結果から生活習慣改善の必要性がある方に案内される、生活習慣改善プログラムです。

特定保健指導の案内がお手元に届きましたら、必ずご利用ください。

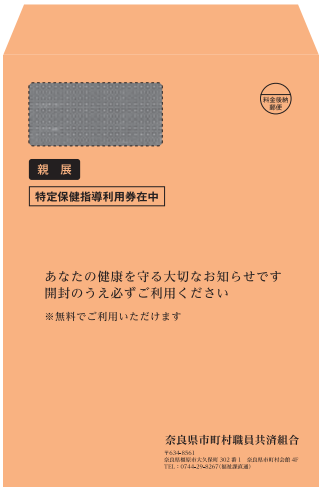

特定保健指導の案内（利用申込み）方法

職場の定期健診を受診された方（組合員）

人間ドックを受診された方（組合員・被扶養者）

お勤め先を通じて利用券・利用申込書を配付します。利用方法を選択のうえ、利用申込書を必ず**共済事務担当課**へ提出してください。

※今年度より人間ドックを受診された方についても、お勤め先を通じて配付等を行っています。

特定健診を受診された方（被扶養者）

ご自宅に利用券・利用申込書を直接送付します。
利用方法を選択のうえ、利用申込書を必ず**共済組合福祉課**へ提出してください。

※治療中又は糖尿病・高血圧症・脂質異常症で服薬中の方は、特定保健指導の対象外となる場合がありますので、利用申込書にその旨を記載のうえ提出してください。
※人間ドック医療機関・全国巡回健診において、受診日当日に特定保健指導を受けられた方には利用申込書の配付はありません。

人間ドック・婦人科健診の受診券をお持ちの方へ

今年度の人間ドック・婦人科健診の受診はお済みですか？
受診期限は **令和3年12月末日**までですので、お早めにご受診ください！
（受診券の有効期限は令和4年3月末日までです。）

人間ドックの受診を取り消される場合

組合員の方 ➡ **成人病健診**を受診できる場合があります！
※詳しくは共済事務担当課にお問合せください。

40歳以上70歳未満の 被扶養者の方
➡ **①全国巡回健診**　**②特定健診** のいずれかを受診できます！
※①全国巡回健診では婦人科健診の受診も可能です！（13頁参照）
※①②の受診には事前手続きが必要です。
詳しくは共済事務担当課にご相談ください。

疾病等予防啓発冊子（歯周病予防）をお配りいたします

組合員及び被扶養者の方に対し、健康づくりに関する知識の普及を目的に、疾病等予防啓発冊子を所属所共済事務担当課を通してお配りいたします。
健康な生活を送るためのヒントなどの情報が記載されていますので、ご家族の方も含めぜひご一読ください。

冬のボーナスは、ぜひ組合員貯金へ！

（半年複利）
貯金利率 1.0%
令和3年10月1日現在

組合員貯金は加入者の皆さんからお預かりしたお金を、国債などの債券や定期預金などで安全かつ効率的に運用をし、加入者の皆さんに利息を還元しています。積立方法は毎月の給料から天引きする定例積立、年2回のボーナスから天引きするボーナス積立、振込により随時に希望額を積立する臨時積立があります。月に2回の決まった払戻日に、払戻をすることもできます。
貯金利率は、令和3年10月1日現在、**年利 1.0 %**と高くとってもお得です！
この機会に冬のボーナスは組合員貯金に預入されてはいかがでしょうか。

組合員貯金に加入を希望される方は、加入しようとする月の前月27日までに本組合に報告が届くように、共済事務担当課へお申し出ください。
また、既に組合員貯金に加入し、令和3年12月のボーナスからの積立額の変更を希望される方は、**11月29日（月）**までに本組合に報告が届くように、共済事務担当課へお申し出ください。積立額変更の報告がない場合は、令和2年12月に積立てた額がボーナス支給額から控除されますので、ご注意ください。

※各所属所において、前もって申し出等の締切日が設定されている場合がありますのでご注意ください。